

障害者自立支援法の施行状況について

平成19年6月

厚生労働省障害保健福祉部

障害者自立支援法の施行から1年が経過

障害者自立支援法の施行(平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

～障害者が地域で自立して普通に暮らし、障害のない人と自然に交わる共生社会を目指す～

- **3障害(身体、知的、精神)の制度格差を解消**し、精神障害者を福祉施策の対象に
- 33種類に分かれていた施設体系を6つの事業に再編し、**利用者本位の仕組み**に
- **新たな就労支援事業を創設**するとともに、**雇用施策との連携**を強化
- 支援の必要度に関する**客観的な尺度(=障害程度区分)**を導入
- サービス量の拡大を図るため、**国の費用負担の責任を強化**(費用の1/2負担を義務化)するとともに、利用者も応分の費用を負担し、**制度を皆で支える仕組み**に

本改革が抜本的であることから、さまざまな意見に丁寧に対応するため、もう一段の改善策を実施

法の円滑な運営のための特別対策の実施(3年間で国費1,200億円)

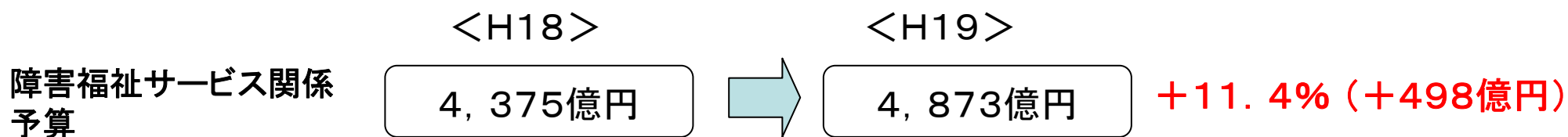
- ① 利用者負担の更なる軽減 (19年度当初、20年度当初:計240億円)
- ② 事業者に対する激変緩和措置 (18年度補正:300億円)
- ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正:660億円)

➡ 今後は就労支援、地域移行、退院促進など、法の理念に即した好事例を育てていく。

障害者福祉関係予算と利用者負担の状況

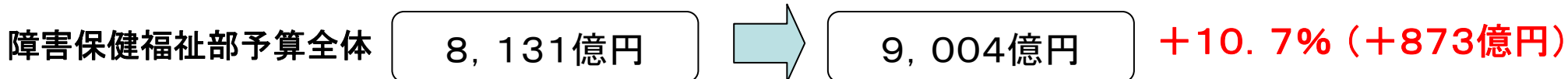
1. 国の障害福祉関係予算

平成19年度障害福祉関係予算は、10%を超える伸び。



加えて、特別対策分でさらに+10% (320億円(※)) であり、全体で約20%の伸びを確保。

※ 補正予算960億円(3年間)を単年度分に置き換えたもの。



2. 利用者負担の状況

負担軽減措置により、実際の利用者負担は1割負担とはなっていない。

<実際の負担率> (特別対策後)

<原則>
1割(10%)



居宅サービス	平均約4%
通所サービス	平均約4%
入所サービス	平均約5%

※ 所得段階に応じた負担上限により低所得者や重度障害者ほど負担率は低くなる仕組み。

※ 特別対策により低所得者の負担上限額が4分の1に軽減されている。

障害福祉サービスの状況について(1)

利用者数の状況

※ 6国民健康保険団体連合会のデータ

○ サービス利用者数(全体)は対前年度比8.8%と着実に増加

【利用者数の伸び(対前年度比(18年4~9月))】

居宅サービス	通所(授産施設等)	入所	計
+14.7%	+8.0%	+0.1%	+8.8%

施設利用者の利用中止等

○ 一方、利用者負担を理由とする退所・中止は、0.73%

①利用者負担を理由とした利用の中止:0.73%(一月当たりでは0.09%) ※昨年3月から10月までの状況

②利用者負担を理由としたサービス利用の抑制:4.39%(単月では0.63%) ※昨年4月から10月までの状況

新体系サービスの指定状況

※ 42都道府県の状況

○ 法施行後、新体系サービスへの移行が始まっている

5,745施設(18年9月末現在)のうち → 18年10月1日(施行時) 220施設(3.8%) → 19年4月1日 794施設(13.8%)

※ 新体系サービス:就労移行支援事業、就労継続支援事業、生活介護など、障害者自立支援法によって創設されたサービス

障害福祉サービスの状況について(2)

就労支援サービスの動向

- 19年4月1日現在、549事業所が**就労移行支援事業**を実施、7,549人が利用 (※ 38都道府県の合計)
(国の指針では、平成23年度には8,000人が福祉サイドから一般就労へ移行することを目標としている。)
- 19年4月1日現在、全国で**140事業所が就労継続支援A型を実施**。18年9月末現在の福祉工場は119か所であり、既にこれを上回っている状況。

(参考)障害者自立支援法によって創設された就労支援サービス

- ・就労移行支援事業:一般企業への就労を目指し、一定期間、知識・能力向上のための訓練を行う。
- ・就労継続支援事業:一般就労が困難な者に働く場を提供しつつ必要な訓練を行う(A型=雇用契約型、B型=非雇用型)。
福祉工場はA型に対応する旧体系サービス

(参考)成長力底上げ戦略(基本構想)(平成19年2月15日)

公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図ることとし、そのため『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を新たに策定・実施。

- 障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」の全国展開
- 「工賃倍増5か年計画」(全都道府県において策定)による福祉的就労の底上げ 等

相談支援体制の構築

- 相談支援体制は、**すべての市町村で整備**されており、**3障害の窓口を一元化しているものが約6割**
- 都道府県自立支援協議会は、本年4月1日時点で22道県が設置済、**本年度中にすべての都道府県で設置予定**。市町村の地域自立支援協議会は、4月1日時点で約4割が設置済

(参考)地域自立支援協議会:障害福祉に関する関係者が集まり、地域における支援体制や連携のあり方を協議する場として市町村が設置。

地域における有効な取組事例(1)

(一般就労への移行、地域生活への移行に関する好事例)

【一般就労への移行への取組例】

○ 東京都大田区

区が中心となり、養護学校、福祉施設、ハローワークの就労支援ネットワークを構築。障害者の適性と企業ニーズを的確にマッチングさせ、毎年施設利用者の6～7%が企業等に就職。 (参考)全国平均では毎年施設利用者の1%程度が企業に就職

○ 東京都世田谷区の知的障害者通所授産施設

利用期間を原則2年間と定め、施設利用者一人ひとりに対し就職に向けた支援計画を策定するとともに、就職のあっせん、職場定着支援を実施し、施設を利用した方の9割以上が一般企業へ就職。職場定着率も9割弱と高い割合となっている。

【地域生活への移行への取組例】

○ 長野県の知的障害者入所施設

施設を縮小し、地域移行を進め、3年間で約4割の利用者がグループホームなどに移行。施設を出て地域生活を始めた障害者の家族に実施したアンケート調査によると、7割以上の方が表情が明るくなったなど「肯定的な評価をしている。」と答えている。

地域における有効な取組事例(2) (工賃水準の向上に関する好事例)

【工賃水準が向上した例】

○ 三重県の精神障害者通所授産施設

パンや洋菓子の製造・販売、手工芸、農耕、小売業などを実施していたが、工賃水準の向上が見込まれるパンの製造・販売に事業内容を絞るとともに、移動販売や量販店での販売を開始。さらに、パンをセット販売にすることや、製造工程の見直しも行った結果、17年度平均月額約1万2千円の工賃が、18年度平均約2万3千円に向上。

(参考)授産施設における平均工賃は約1万5千円

「成長力底上げ戦略」から

○ 工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置

- ・ 障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を、工賃水準アップなどの取組を行う福祉施設にも拡大。

※ 企業からの発注額(年間105万円以上)の概ね5%相当を企業に還元。

(例) 420万円の発注 → 年間25.2万円を企業に支給

特別対策の概要

1. 利用者負担の更なる軽減

→ 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

- ・通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 → 1/4)
軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)
※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
- ・入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

2. 事業者に対する激変緩和措置

→ 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・旧体系 従前額保障の引上げ(80% → 90%)
※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
- ・通所事業者 送迎サービスに対する助成

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

→ 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等